

岐 阜 県 公 報

第 四 百 十 号
令 和 五 年 七 月 四 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の供用開始

(森 林 保 全 課) 三〇〇一
(道 路 維 持 課) 三〇〇三

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農 地 整 備 課) 三〇〇三

告 示

岐阜県告示第二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町越佐字下ノ洞八五七の一・八五七の二・八五八の一・八五九の二・八五九の二〇・八五九の二一・八五九の二八（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町万場字下前平三〇二二の一、字千洞三〇二六から三〇三〇まで、三〇四四から三〇四六まで、三〇四七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町志津山字水上谷六三一の九八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡大野町大字牛洞字仏田二五九〇、二五九一、二五九三から二六〇六まで、二六一〇、二六四五から二六五一まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び大野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
加茂郡白川町白山字垂力洞奥二二〇〇、二二二八
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字垂力洞奥二二〇〇・二二二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年七月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	福白 岡川 線	加茂郡白川町黒川字杉之木八 四一八番一地先地内	四・三	令和 五・七 四	平成 三〇・二・二五

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
新堀川地区	大垣市役所	令和五・八七・二四から

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
高鷲地区	郡上市役所	令和五・八七・二四から

令和五年七月四日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社